

仙北市議会議員及び仙北市長の選挙における選挙運動の
公営に関する条例の一部を改正する条例制定について

1 改正理由

「公職選挙法施行令の一部を改正する政令等」において、最近における物価の変動に鑑み、選挙運動に関し公営に要する経費に係る限度額の引き上げをすることに伴い、これに準じて仙北市議会議員選挙及び仙北市長の選挙における、選挙運動用ビラの作成及びポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げるため改正するものです。

2 改正内容

(1) ビラの作成の公費負担限度額

ビラの1枚当たりの作成単価の限度額を7円73銭から8円38銭に改める。

(2) ポスターの作成の公費負担限度額

ポスターの1枚当たりの作成単価を算定するための基準額として、印刷費の限度額を541円31銭から586円88銭に改める。

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行することとする。